

河川法電子申請マニュアル

－ 申請編 －

高知県土木部河川課

令和5年9月22日

目次

- 1 高知県電子申請サービスへログイン・・・・・・・・・・2
- 2 河川法申請の検索・・・・・・・・・・3
- 3 申請内容の入力・・・・・・・・・・4

1 高知県電子申請サービスへログイン

- 1 インターネットで、「高知県電子申請サービス」で検索します。
または、以下のURLへ接続します。

高知県電子申請サービス
https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_initDisplay

- 2 ログインをクリックします。初めてご利用される場合は、利用者登録をお願いします。



利用者登録は、メールアドレスの登録のみ

利用者ID入力

利用者区分を選択してください **必須**

- 個人
 法人
 代理人

利用者ID（メールアドレス）を入力してください **必須**

利用者ID（確認用）を入力してください **必須**

登録する >

2 河川法申請の検索

- 1 手続き申込画面の検索キーワードに「河川法」と入力し、「絞り込みで検索する」をクリックします。

手続き申込

 **手続き選択をする**

 メールアドレスの確認

 内容を入力する

 申し込みをする

検索項目を入力（選択）して、手続きを検索してください。

検索キーワード

カテゴリ選択

利用者選択 個人が利用できる手続き 法人が利用できる手続き

類義語検索を行う

絞り込みで検索する >

分類別で探す >

五十音で探す >

- 2 河川法に関する手続きが表示されますので、利用する手続きをクリックします。

手続き一覧

2023年09月04日 09時29分 現在

並び替え 表示数変更

1

河川区域内の土地の占用許可申請（河川法第24条申請）

受付開始日時 2023年08月29日00時00分
受付終了日時 随時

河川区域内における工作物の新築・改築・除却許可申請（河川法第26条申請）

受付開始日時 2023年08月29日00時00分
受付終了日時 随時

河川区域内の土地の占用及び工作物の新築・改築・除却許可申請（河川法第24、26条同時申請）

受付開始日時 2023年08月29日00時00分
受付終了日時 随時

3 申請内容の入力

- 1 手続き説明画面の利用規約を確認のうえ、「同意する」をクリックします。

手続き申込

🔍 手続き選択をする ✉️ メールアドレスの確認 📝 内容を入力する 📍 申し込みをする

手続き説明

下記の内容を必ずお読みください。

手続き名	【テスト】河川区域内の土地の占用及び工作物の新築・改築・除却許可申請（河川法第24、26条同時申請）
説明	【以下のことにご注意ください。】 ・送信した申請書は、申請先土木事務所において、申請内容の審査を行い、現地確認等を行います。 ・その際、申請者の方との協議や、申請者の方に現地確認の立ち会いをお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ・また、審査の結果、申請内容の補正が必要になる場合や、申請を受理できない場合もありますので、併せてご了承ください。
受付時期	2023年9月1日0時00分～
問い合わせ先	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	利用規約

<利用規約>

高知県電子申請システム利用規約

- 1 目的
この規約は、高知県電子申請システム（以下「本システム」といいます。）を利用して高知県及び高知県内の市町村（以下「構成団体」といいます。）に対し、インターネットを通じて申請・届出及び講座・イベント申込みを行う場合の手続きについて必要な事項を定めるものです。
- 2 利用規約の同意
本システムを利用して申請・届出等を行うためには、この規約に同意していただく必要があります。このことを前提に、構成団体は本システムのサービスを提供します。本システムをご利用された方は、この規約に同意されたものとみなします。何らかの理由によりこの規約に同意することができない場合は、本システムをご利用いただくことができません。なお、閲覧のみについても、この規約に同意されたものとみなします。
- 3 利用者ID・パスワード等の登録・変更及び削除
本システムを利用して申請・届出等を行う場合は、利用者たる本人が利用方法に従い利用者登録を行うことが出来るものとします。

「同意する」ボタンをクリックすることにより、この説明に同意いただけたものとみなします。

上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。

< 一覧へ戻る **同意する** >

- 2 必要事項の入力、添付図書のアップロード（①から④、詳細は次のページで説明）のうえ、「確認へ進む」をクリックします。

申込

選択中の手続き名： 河川区域内の土地の占用許可申請（河川法第24条申請）

問合せ先 [+開く](#)

① 申請書の提出先を選択してください。 **必須**

申請書の提出先は、占用又は工作物の新築等を行う場所の市町村を管轄する土木事務所を選択してください。
土木事務所毎の管轄市町村は、ページ下部をご確認ください。

<選択してください>

② 申請者を入力してください。 **必須**

申請者の氏名または、法人名を入力してください。

氏： 名：

法人名：

③ 郵便番号を入力してください。 **必須**

郵便番号

住所を入力してください。 **必須**

住所

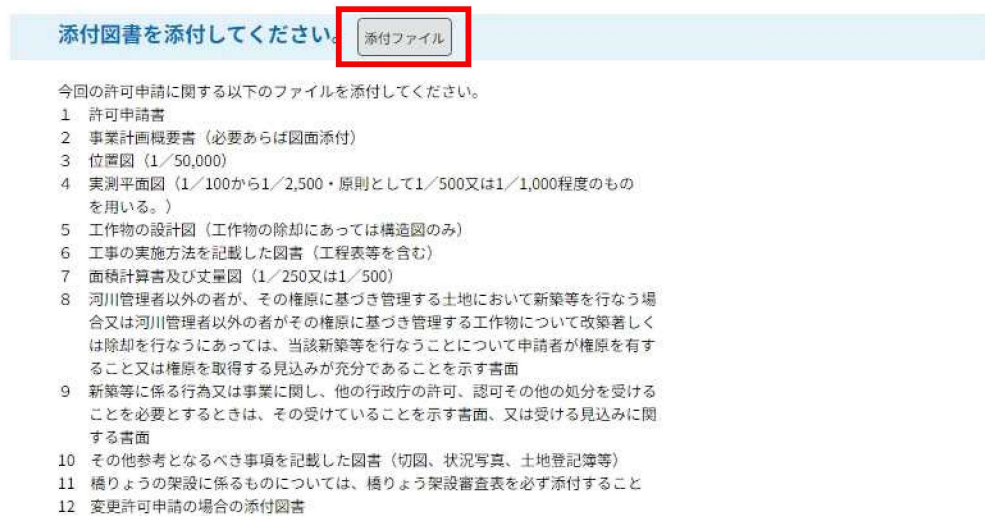
④ 添付図書を添付してください。

今回の許可申請に関する以下のファイルを添付してください。

- 1 許可申請書
- 2 事業計画概要書（必要あらば図面添付）
- 3 位置図（1/50,000）
- 4 実測平面図（1/100から1/2,500・原則として1/500又は1/1,000程度のものを用いる。）
- 5 面積計算書及び丈量図（実測平面図と兼ねることができる。）
- 6 土地の占用にかかる行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受ける必要があるときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面
- 7 その他参考となるべき事項を記載した図書（切図、状況写真、土地登記簿等）
- 8 変更許可申請の場合の添付図書

- ① **申請書の提出先を選択してください。**
安芸・中央東・高知・中央西・須崎・幡多土木事務所から
選択してください。
- ② **申請者を入力してください。**
氏名または法人名を記入してください。
- ③ **郵便番号を入力してください。／住所を入力してください。**
郵便番号、住所を入力してください。
郵便番号を入力後、「住所検索」をクリックすることで、
郵便番号の住所が入力されます。
- ④ **添付図書を添付してください。**

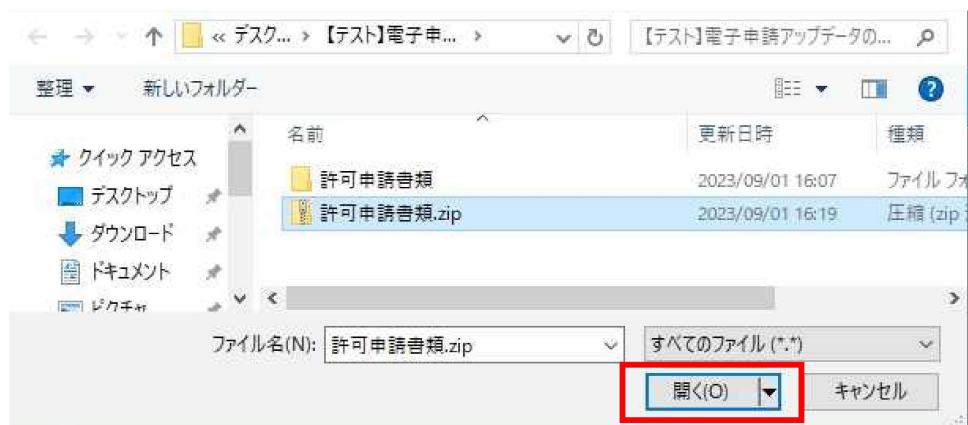
(1)添付ファイルをクリックします。



(2)「ファイルを選択」をクリックします。



(3)添付するファイルを選択し、「開く」をクリックします。



(4) 「添付する」 をクリックします。

添付ファイル

ファイルを選択してください

ファイルを選択 許可申請書類.zip

添付する

(5) 添付ファイルが複数の場合、(2)から(4)を繰り返し、完了後に「入力へ戻る」 をクリックします。

添付ファイル

ファイルを選択してください

ファイルを選択 選択されていません

添付する

添付結果

許可申請書類.zip 削除

入力へ戻る

許可申請書の様式データのダウンロード方法

許可申請書の様式データは、高知県庁ホームページでダウンロードできます。インターネットで「高知県河川課 様式」で検索するか、以下のURLへ接続し、必要な様式をダウンロードしてください。

河川法許可申請等書類（様式）
https://www.pref.kochi.lg.jp/shinsei_to_dokede_hojokin/shinsei_todokedeyoshi/ki/2014050100359/

河川法許可申請等書類（様式）	
最終更新日 2022年03月31日	
様式の分類	河川法許可申請
様式名	河川法許可申請等書類（様式）
該当条文等	許可等の名称及び権限法令 河川法第20条 河川管理者以外の者の施行する工事等の承認 河川法第23条 流水の占用の許可 河川法第24条 土地の占用の許可 河川法第25条 土石等の採取の許可 河川法第26条第1項 工作物の新築等の許可 河川法第27条第1項 土地の掘削等の許可
説明	
受付窓口	
受付期間	
提出書類	
備考	河川法第24条・第26条の許可申請については電子申請に対応しています。 電子申請サービス@ なお、従来の紙による申請も可能です。
ダウンロード書類	<ul style="list-style-type: none">河川法第20条の規定に関する承認申請書[DOC: 13KB]河川法第23条の規定に関する許可申請書[DOC: 34KB]河川法第24条の規定に関する許可申請書[DOC: 16KB]河川法第24条及び第26条第1項の規定に関する許可申請書（第24条、第26条を同時に申請する場合はこちら）[DOC: 15KB]河川法第25条の規定に関する許可申請書[DOC: 16KB]河川法第26条第1項の規定に関する許可申請書[DOC: 17KB]河川法第27条第1項の規定に関する許可申請書[DOC: 21KB]

3 申込確認画面の「申込む」をクリックします。

申込確認	
【テスト】河川区域内の土地の占用及び工作物の新築・改築・除却許可申請（河川法第24、26条同時申請）	
申請書の提出先	河川課
申請者	●●株式会社
郵便番号	780-8570
住所	高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号
添付図書	許可申請書類.zip

< 入力へ戻る 申込む >

4 申請手続きはこれで完了です。 整理番号とパスワードは状況確認に必要となるため、メモなどに控えて いただくか、この画面をファイル保存または印刷して保管してください。

申込完了	
【申請書添付】河川区域内の土地の占用及び工作物の新築・改築・除却許可申請（河川法第24、26条同時申請）を申請先土木事務所に送信しました。	
【以下のことにご注意ください。】	
・送信した申請書は、申請先土木事務所において、申請内容の審査を行い、現地確認等を行います。	
・その際、申請者の方との協議や、申請者の方に現地確認の立ち会いをお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。	
・また、審査の結果、申請内容の補正が必要になる場合や、申請を受理できない場合もありますので、併せてご了承ください。	
下記の整理番号とパスワードを記載したメールを送信しました。	
メールアドレスが誤っていたり、フィルタ等を設定されている場合、 メールが届かない可能性があります。	
整理番号	123456789012
パスワード	1A2b3C4d5E

整理番号とパスワードは、今後申込状況を確認する際に必要となる大切な番号です。
特にパスワードは他人に知られないように保管してください。

なお、内容に不備がある場合は別途メール、または、お電話にてご連絡を差し上げる事があります。

< 一覧へ戻る